

横芝光町農業委員会 11月第7回定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年11月5日(水) 午後4時～午後4時35分

2. 開催場所 横芝光町役場 第1・2会議室

3. 出席委員 (12名)

会 長	4番	伊藤 直樹		
会長職務代理者	7番	伊藤 仁		
委 員	1番	市原 裕	2番	伊藤 由美子
	3番	土屋 英夫	5番	椎名 美枝子
	6番	若梅 直樹	8番	鈴木 淳
	9番	實川 和幸	10番	大木 耕一
	11番	平山 和浩	12番	林 政宏

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	高宮 芳宏
主査	椎名 大輔

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第2 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第3 議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第4 議案第3号

農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見について

日程第5 議案第4号

令和7年度第5次農用地利用集積等促進計画(案)の意見について

7. 会議の概要

事務局	<p>これより、令和7年11月第7回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、伊藤会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
会 長	<p>(伊藤会長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の出席委員は、全員です。過半数が出席しておりますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がありましたので、指名をします。</p> <p>3番 土屋 英夫委員、8番 鈴木 淳委員をお願いいたします。</p> <p>なお、会議書記には、事務局の椎名主査をお願いいたします。</p> <p>日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定についてを上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>今回の3条の許可申請は、6件です。なお、譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。</p> <p>申請地の位置図を添付していますのでご覧ください。</p> <p>1件目の申請地は、目篠字鉢田の田3筆、字新堀前の田1筆、原方字上向の田1筆、合計5筆、6, 224㎡です。位置図は、2ページから4ページです。</p> <p>譲渡人は農地を相続しましたが、農業をしていないため、経営規模を拡大したい譲受人へ売買により所有権移転しようとする申請です。譲受人は、以前から申請地を管理しております。</p> <p>2件目は、牛熊字東耕地の田4筆、3, 562㎡。位置図は、資料の5ページ、6ページです。</p>

譲受人は、法人と個人で経営しており、2つの経営では効率上問題があることから、個人で所有している農地を法人へ所有権移転しようとする申請です。申請地では水稻の作付けを予定しています。

3件目は、宮川字高田の畑1筆、1,004㎡です。位置図は、資料の7ページ、8ページです。譲渡人は、高齢のため農業ができなくなったため、経営規模拡大をしたい譲受人へ売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では落花生の作付けを予定しています。

4件目は、北清水字入間の畑3筆、田1筆、新島字一反田の畑2筆、屋形字宮前の畑4筆、字立会の田1筆、合計11筆、10,021㎡です。位置図は、資料の9ページから13ページです。

高齢により農業ができなくなった譲渡人から、子である譲受人へ生前贈与により所有権移転しようとする申請です。申請地は、水稻、とうもろこしの作付けを予定しています。

5件目の申請地は、新井字松内台の畑1筆、1,103㎡です。位置図は、資料の14ページ、15ページです。

高齢により農業ができなくなった譲渡人から、肉牛用の自給飼料を栽培したい譲受人へ売買により所有権移転しようとする申請です。申請地では飼料用とうもろこしの作付けを予定しています。

6件目は、芝崎字堰下の畑1筆、芝崎南字細野の畑1筆、合計2筆、969㎡。位置図は、資料の16ページ、17ページです。

高齢により農業ができなくなったら譲渡人から、経営規模を拡大したい譲受人へ売買により所有権移転しようとする申請です。

申請地ではとうもろこしの作付けを予定しています。

申請のありました件につきましては、譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準各号に適合していると考えます。

以上、議案第1号の説明でございます。

議 長

ただいま、議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。

はじめに1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

11番

11番 平山です。相続したが農業をしない譲渡人から経営規模拡大をしたい譲受人へ売買により所有権移転をしようとする申請です。以前から譲受人が管理をしており、申請地では水稻の作付け予定です。現地を確認したところ、適正に管理されており、問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長

説明が終了しましたので、1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、1件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

12番

12番 林です。現在水稻栽培を個人と法人で経営しており、経営の効率化のため、個人の農地を法人に所有権移転をしようとする申請です。現地を確認したところ、適正に管理されており問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議 長

説明が終了しましたので、2件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、2件目の案件について採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

10番

10番 大木です。高齢により農業ができなくなった譲渡人から、経営規模拡大したい譲受人へ、売買による所有権移転をしようとする申請です。申請地では落花生の作付けを予定しています。現地を確認したところ適正に管理されており問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。

議 長

説明が終了しましたので、3件目の案件について質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、3件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり決定いた

しました。

次に、4件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

7 番 7 番 伊藤です。高齢により農業ができなくなった譲渡人から、子である譲受人へ生前贈与により所有権移転をしようとする申請です。譲受人は以前から申請地で耕作しており、申請地では、とうもろこしの作付けを予定しています。現地を確認したところ問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 説明が終了したので、4件目の案件について質疑を許します。
(質疑なし)
質疑ありませんので、質疑を終了して4件目の案件についての採決を行います。
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)
全員賛成、よって4件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、5件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

3 番 3 番 土屋です。高齢により農業ができなくなった譲渡人から、肉用牛の自給飼料を栽培したい譲受人へ売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では飼料用とうもろこしの作付けを予定しています。現地を確認したところ、適正に管理されており問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 説明が終了したので、5件目の案件についての質疑を許します。
委 員 申請者は町外に住んでいるが。
事務局 今回の申請地の隣に、申請者が借りている牛舎がある。申請地に自給飼料を生産することは無理はないと思う。
(その他質疑なし)

議 長 質疑ありませんので、質疑を終了して5件目の案件についての採決を行います。
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)
全員賛成、よって5件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、6件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

8 番 8 番 鈴木です。高齢により農業ができなくなった譲渡人から、経営

	<p>規模拡大をしたい譲受人へ売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地ではとうもろこしの作付けを予定しています。現地を確認したところ、適正に管理されており問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終了しましたので、6件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、6件目の案件についての採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって6件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>今回の5条の許可申請1件です。 譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。 申請地は、〇〇〇〇〇〇の畑1筆、605mです。用途は〇〇までの〇〇〇〇で、所有権移転による転用申請です。 申請地の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。 申請地は、〇〇から〇〇へ650mの位置にあります。 この場所は第2種農地となります。第2種農地は、代替地の無いときは転用許可が認められる農地となります。 申請理由を確認したところ、住居の建築にあたり、周囲の土地所有者で唯一同意を得られた当地を選定したとのことです。 土地改良関係については、大利根土地改良区の受益地となっており、現在除外協議中です。 隣接農地所有者は、譲渡人であるため問題はありません。 なお、本申請は違法転用案件で、当初は2,969mの畑で平成19年に住居建設のため一時転用申請が出されておりますが、申請者の話によると、当時は農振農用地に指定されており転用許可がすぐに下りず住居の建設が急務であったため、当時の担当と協議し、一時転用であれば農振農用地であっても転用許可が下りることから、農振除外</p>

地は、牛熊字東耕地の田17筆、9,668㎡です。

2件目、3ページ、利用権を設定するもの及び借受けるもの及び期間は、別添のとおりです。権利を設定する土地は、坂田字輪ノ内の田1筆、字島戸の畑2筆、合計3筆、3,472㎡。

3件目、4ページ 利用権を設定するもの及び借受けるもの及び期間は、別添のとおりです。権利を設定する土地は、木戸字十五割の田7筆、11,959㎡。

4件目、5ページ 権利を設定するもの及び借受けるもの及び期間は、別添のとおりです。権利を設定する土地は、宮川字時曾根の田2筆、2,307㎡。

なお、申請のあった案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項2号及び3号に規定されている農用地等の効率要件や、農作業の常時従事をみたと考えています。

議長

ただいま、議案第4号の朗読並びに説明が終わりました。議案第4号につきましては、耕作者ごとに採決いたします。

1件目と2件目の案件についての質疑を許します。

委員

賃料が、10aあたり1俵相当額、10aあたり20,000円とあるが、なぜ違っているのか。

事務局

賃料は、農地を貸す人と、借受する人との話し合いで決めている。そのためそれぞれ異なっている。

(その他質疑なし)

議長

質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目と2件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目と2件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて3件目の案件については、私が当事者でありまので、議長を職務代理者と交代します。

職務代理者

議長を交代しましたのでよろしくお願ひします。

それでは、3件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、3件目の案件についての採決を行います。

<p>議 長</p>	<p>原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり決定しました。議長を会長と交代いたします。 続いて、4件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、4件目の案件についての採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、4件目の案件については、原案のとおり決定しました。 以上で提案されました議案の審議はすべて終了しました。慎重審議ご苦労様でした。</p>
<p>事務局</p>	<p>以上をもちまして、令和7年第7回農業委員会定例総会を閉会します。</p>